

小田原市生活交通ネットワーク協議会規約

(目的)

第1条 小田原市生活交通ネットワーク協議会（以下「協議会」という。）は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）第5条第1項の規定に基づく地域公共交通計画の作成に関する協議等及び地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱第2条第1項第1号の規定に基づく生活交通確保維持改善計画の作成に関する協議等、並びに道路運送法（昭和26年法律第183号）及び道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）の規定に基づく地域住民の生活に必要な旅客輸送の確保その他の旅客の利便の増進に必要な協議等を行うために設置する。

(協議事項)

第2条 協議会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項を協議する。

- (1) 地域公共交通計画及び生活交通確保維持改善計画等の作成及び変更に関する事項
- (2) 地域公共交通計画及び生活交通確保維持改善計画等の実施に係る連絡調整に関する事項
- (3) 地域公共交通計画及び生活交通確保維持改善計画等に定められた事業の実施に関する事項
- (4) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様等に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、協議会の目的を達成するために必要な事項

(組織)

第3条 協議会は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 一般乗合旅客自動車運送事業者
- (2) 一般乗用旅客自動車運送事業者
- (3) 一般乗合旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体
- (4) 市民又は利用者の代表者
- (5) 学識経験者
- (6) 神奈川県小田原警察署
- (7) 道路管理者
- (8) 関東運輸局神奈川運輸支局
- (9) 神奈川県
- (10) 小田原市

(11) 前各号に掲げるもののほか、会長が必要と認める者

- 2 会員の任期は、2年とする。ただし、会員が欠けた場合における補欠会員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 会員は、再任されることができる。

(役員)

第4条 協議会に、会長1人、副会長1人及び監事2人を置く。

- 2 会長及び副会長は、前条第1項の規定に基づき、会員となるべき者の中から、これを選任する。
- 3 会長は、協議会を代表し、その会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐して協議会の業務を掌理し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長の職務を代理する。
- 5 監事は、会員のうちから会長が委嘱する。

(会議)

第5条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 会議は、会員として出席すべき者の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。
- 3 会員は、やむを得ない理由により会議を欠席する場合、代理の者を出席させることができることとし、あらかじめ会長に代理の者の氏名等を報告することにより、その者の出席をもって当該会員の出席とみなす。
- 4 会議の議決は、出席会員の過半数で決めるものとし、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 会議は原則として公開とする。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる協議については、非公開で行うものとする。
- 6 協議会は、必要があると認めるときは、会員以外の者に対して、資料を提出させ、又は会議への出席を依頼し、助言等を求めることができる。
- 7 前各項に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(協議結果の取扱い)

第6条 協議会で協議が調った事項について、関係者は、その協議結果を尊重し、誠実に実施するよう努めるものとする。

(作業部会)

第7条 第2条各号に掲げる事項について専門的な調査、検討等を行うため、必要に応じ協議会に作業部会を置くことができる。

2 作業部会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(運賃協議部会)

第8条 地域の実情に応じた適切な運賃、料金等に関する事項について協議するため、運賃協議部会を置くことができる。

2 運賃協議部会は、次に掲げる者をもって組織する。

(1) 小田原市

(2) 当該運賃等を定めようとする一般乗合旅客自動車運送事業者

(3) 関東運輸局神奈川運輸支局

(4) 市民又は利用者の代表者

3 運賃協議部会に部会長を置き、前項第1号に掲げる者をもって充てる。

4 運賃協議部会で協議が調った事項について、部会長は、協議会に報告する。

5 運賃協議部会の運営その他必要な事項は、部会長が別に定める。

(事務局)

第9条 協議会の事務を処理するため、小田原市の都市交通関係所管に協議会の事務局を置く。

2 事務局に事務局長及び事務局員を置き、小田原市の都市交通関係所管課長及び職員をもって充てる。

3 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(経費の負担)

第10条 協議会の運営に要する経費は、補助金、負担金その他の収入をもって充てる。

(監査)

第11条 協議会の出納監査は、監事が行う。

2 監事は、監査の結果を会長に報告しなければならない。

3 監査に関し必要な事項は、小田原市において定められている取扱いの例による。

(財務に関する事項)

第12条 協議会の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(協議会が解散した場合の措置)

第 13 条 協議会が解散した場合には、協議会の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

(委任)

第 14 条 この規約に定めるもののほか、協議会の事務の運営等について必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

- 1 この規約は、平成 24 年 1 月 1 日から施行する。
- 2 第 5 条第 1 項の規定に関わらず、この規約の施行後、初めて開催される会議については、小田原市長が招集する。

附 則（平成 24 年 1 月 1 日）

この規約は、平成 24 年 1 月 1 日から施行する。

附 則（平成 25 年 3 月 31 日）

この規約は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 28 年 3 月 31 日）

この規約は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 4 年 5 月 1 日）

この規約は、令和 4 年 5 月 1 日から施行する。

附 則（令和 6 年 3 月 28 日）

この規約は、令和 6 年 3 月 28 日から施行する。

附 則（令和 6 年 11 月 19 日）

この規約は、令和 6 年 11 月 19 日から施行する。